

公益財団法人日本スポーツ協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第6条に定める加盟団体は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する法人格を有する団体であり、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。なお、第1号から第3号に掲げるものを正加盟団体とする。以下、正加盟団体、準加盟団体及び承認団体を総称して「加盟団体」という。

- (1) 定款第6条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）
別表1に掲げる団体
- (2) 定款第6条第2号に定める団体（以下「加盟都道府県体育・スポーツ協会」という。）
別表2に掲げる団体
- (3) 定款第6条第3号に定める団体（以下「加盟関係スポーツ団体」という。）
別表3に掲げる団体
- (4) 本会は、前3号に定めるもののほか、国内において特定のスポーツを統轄する団体を組織整備状況等に応じて準加盟団体又は承認団体とすることができる。このことに関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(準加盟団体)

第3条 準加盟団体は別表4に掲げる団体とする。

(承認団体)

第4条 承認団体は別表5に掲げる団体とする。

2. 承認団体の加盟有効期間は、加盟後に迎える5度目の3月31日までとし、それまでに準加盟団体とならなければ、承認団体としての資格を自動的に失う。

(加盟団体の使命)

第5条 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等（各条において組織運営の他に、経営、事業又は活動を含んで使用されるものがある。）を行うため、次の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の実現を目指し、本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

（地域区分）

第6条 加盟都道府県体育・スポーツ協会の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越	新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県
東海	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2章 組織

（加盟競技団体の組織）

第7条 加盟競技団体は、国内において特定のスポーツを統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。

2. 準加盟団体及び承認団体は、前項の規定を準用する。

(加盟都道府県体育・スポーツ協会の組織)

第 8 条 加盟都道府県体育・スポーツ協会は、各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名には、当該都道府県名を冠しなければならない。

(加盟関係スポーツ団体の組織)

第 9 条 加盟関係スポーツ団体は、スポーツに関する特定の分野を統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。

第 3 章 権 限

(加盟団体の権限)

第 10 条 正加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員改選時において、評議員会に対し、各団体 1 名の評議員候補者を選出すること。
 - (2) 正加盟団体のうち、加盟競技団体及び加盟都道府県体育・スポーツ協会が、評議員会に対し、理事候補者を推薦すること。
 - (3) 本会会長等が、加盟団体代表者会議、加盟競技団体代表者会議、加盟都道府県体育・スポーツ協会代表者会議、加盟関係スポーツ団体代表者会議又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
 - (4) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
 - (5) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
 - (6) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
 - (7) 日本スポーツ協会正加盟団体であることを称すること。
 - (8) 本会が提供した情報を取得すること。
 - (9) 加盟都道府県体育・スポーツ協会が、第 6 条の地域区分を単位とする連合会を結成すること。なお、地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届け出なければならない。
2. 準加盟団体は、前項第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に定める権限を有するとともに、正加盟団体に向けた組織整備等に対して本会の指導・助言を求めることができる。なお、前項第 7 号に関しては、正加盟団体を準加盟団体と読み替えるものとする。
3. 承認団体は、第 1 項第 7 号、第 8 号に定める権限を有するとともに、準加盟団体に向けた組織整備等に対して本会の指導又は助言を求めることができる。なお、第 1 項第 7 号に関しては、正加盟団体を承認団体と読み替えるものとする。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第 11 条 加盟競技団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の適合状況について自己説明及び公表を年 1 回実施するとともに、本会が実施する適合性審査を 4 年毎に受け、不適合となってはならない。

2. 加盟競技団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に本会の倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

第 12 条 加盟都道府県体育・スポーツ協会及び加盟関係スポーツ団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>において当該団体の性格上必要ないと本会が認めるものを除き、遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年 1 回実施しなければならない。

2. 加盟都道府県体育・スポーツ協会及び加盟関係スポーツ団体は、前項に加えて、前条第 2 項に定める事項に取り組まなければならない。

第 13 条 準加盟団体及び承認団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>を遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年 1 回実施するよう努めなければならない。

2. 準加盟団体及び承認団体は、前項に加えて、第 11 条第 2 項に定める事項に取り組まなければならない。

(報告及び届出義務)

第14条 加盟団体は、毎事業年度開始1月前から開始1月後までの間に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第1号及び第2号の書類を承認した理事会又は理事会及び社員総会若しくは評議員会の議事録

第15条 加盟団体は、毎事業年度終了後4月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書〔作成している団体のみ〕）
- (3) 財務諸表の注記
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 第1号から第5号の書類を承認した理事会及び社員総会又は評議員会の議事録
- (7) 当該団体の監事の監査報告書（公認会計士による監査を実施している場合は、併せて同監査報告書）
- (8) 役員名簿、評議員（社員等）名簿
- (9) その他本会が必要と判断した資料

第16条 前2条の定めは、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。

2. 前項の場合において、当該加盟団体は、当該状態にあることを事前に本会に通知するとともに、最新年度のものから過去5年分を常に公開するよう努めなければならない。

第17条 加盟団体は、定款、登記事項、その他既に本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

2. 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(分担金)

第18条 加盟団体は、定款第8条に定める年次分担金を、毎年5月末日までに

納入しなければならない。

2. 前項の分担金の金額は、加盟競技団体及び加盟都道府県体育・スポーツ協会 40 万円、準加盟団体 20 万円、承認団体及び加盟関係スポーツ団体 10 万円とし、法人会計にて計上する。

第 5 章 加盟及び脱退

(加 盟)

第 19 条 新たに本会の正加盟団体、準加盟団体又は承認団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、定款第 7 条に定める理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること。）
- (2) 加盟希望理由書
- (3) 誓約書
- (4) 定款及び組織運営等に係る諸規程
- (5) 所属団体及び関連する都道府県組織等一覧表
- (6) 役員名簿、評議員（社員等）名簿
- (7) 前年度事業報告書及び財務諸表
- (8) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (9) 登記事項証明書
- (10) その他本会が必要と判断した資料

2. 本会は、新たに加盟が認められた団体に対してその旨を通知し、かつ両団体で書面を取り交わす。

3. 新たに加盟が認められた団体は、直ちに新規加盟金として 40 万円及び前条第 2 項に定める分担金を納付しなければならない。

4. 前条に定める年次分担金を納入した後に、正加盟団体への申請が認められた団体又は準加盟団体への申請が認められた団体は、前条第 2 項に定める分担金の差額を直ちに納付しなければならない。

(脱 退)

第 20 条 加盟団体が脱退しようとする場合には、理由を付した脱退届を提出し、定款第 9 条第 1 項に定める理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

第 6 章 監 督

(検 査)

第 21 条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対

し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指 導)

第22条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調 査)

第23条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第24条 加盟団体は、第21条、第22条及び第23条に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処 分)

第25条 加盟団体が第7条、第8条若しくは第9条に定める組織を有しないこととなったとき、第11条から第18条、第24条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
 - (2) 勧告
 - (3) 資格停止
 - (4) 資格変更
 - (5) 退会
2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。
 3. 処分に伴い、本会与当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、当該事業の所管委員会にて協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。
 4. 第18条に定める年次分担金を納入した加盟団体に対し、資格変更処分を行った場合、本会は既に納付した分担金の差額を返還しない。

(不服申立)

第 26 条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第 7 章 その他

(分担金及び新規加盟金等の精算)

第 27 条 加盟団体が第 20 条により脱退し、又は第 25 条第 1 項第 5 号により退会した場合、既に納付した分担金及び新規加盟金等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金及び新規加盟金等は、直ちに納付しなければならない。

附則 1

1. 本規程は、昭和 35 年 10 月 19 日から施行する。
2. 本規程の実施とともに、財団法人日本体育協会加盟団体規程（昭和 23 年 3 月 24 日制定）及び財団法人日本体育協会支部規程（昭和 23 年 4 月 28 日制定）を廃止する。

附則 2

1. この規則は、昭和 46 年 2 月 27 日から施行する。

附則 3

1. この規則は、昭和 47 年 9 月 27 日から施行する。

附則 4

1. この規則は、昭和 49 年 11 月 27 日から施行する。

附則 5

1. この規則は、平成 2 年 6 月 27 日から施行する。

附則 6

1. この規則は、平成 2 年 8 月 31 日から施行する。

附則 7

1. この規則は、平成 3 年 3 月 12 日から施行する。

附則 8

1. この規則は、平成 3 年 3 月 28 日から施行する。

附則 9

1. この規則は、平成 4 年 3 月 24 日から施行する。

附則 10

1. この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。

附則 11

1. この規則は、平成 5 年 3 月 23 日から施行する。

附則 12

1. この規則は、平成 6 年 3 月 29 日から施行する。

附則 13

1. この規則は、平成 6 年 6 月 21 日から施行する。

附則 14

1. この規則は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。

附則 15

1. この規則は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

附則 16

1. この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附則 17

1. この規則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。

附則 18

1. この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 19

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 20

1. この規則は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

附則 21

1. この規則は、平成 11 年 7 月 22 日から施行する。

附則 22

1. この規則は、平成 12 年 6 月 16 日から施行する。

附則 23

1. この規則は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。

附則 24

1. この規則は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附則 25

1. この規則は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附則 26

1. この規則は、平成 14 年 9 月 5 日から施行する。

附則 27

1. この規則は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 28

1. この規則は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附則 29

1. この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 30

1. この規則は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附則 31

1. この規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

2. 特例民法法人には、第 11 条第 3 号の規定を準用する。この場合において、規定中の「特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体」とあるのは「特例民法法人」と読み替えるものとする。

附則 32

1. この規則は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附則 33

1. この規則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附則 34

1. この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附則 35

1. この規則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附則 36

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 37

1. この規程は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附則 38

1. この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附則 39

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 40

1. この規程は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附則 41

1. この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附則 42

1. この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附則 43

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 44

1. この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附則 45

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 46

1. この規程は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

附則 47

1. この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
2. 第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定する遵守すべき事項は、スポーツ団体がバナンスコード＜中央競技団体向け＞が適用される時点から適用する。
3. 第 19 条第 2 項の規定は、施行日の前日において既に加盟団体であるものにも適用する。

附則 48

1. この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附則 49

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 50

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 51

1. この規程は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附則 52

1. この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則 53

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 54

1. この規程は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表1 定款第6条第1号に定める団体

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	32	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	33	公益社団法人日本カヌー連盟
3	公益財団法人日本サッカー協会	34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	35	公益財団法人全日本空手道連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	37	公益社団法人全日本銃剣道連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	38	一般社団法人日本クレール射撃協会
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
9	公益財団法人日本バレーボール協会	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
10	公益財団法人日本体操協会	41	公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	42	公益財団法人日本野球連盟
12	公益財団法人日本スケート連盟	43	公益社団法人日本綱引連盟
13	公益財団法人日本レスリング協会	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
14	公益財団法人日本セーリング連盟	45	公益財団法人日本ゲートボール連合
15	公益社団法人日本ウエイトリフティング協会	46	公益社団法人日本武術太極拳連盟
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	48	公益社団法人日本カーリング協会
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	49	公益社団法人日本パワーリフティング協会
19	公益財団法人日本卓球協会	50	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	51	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	52	公益社団法人日本トライアスロン連合
22	公益社団法人日本馬術連盟	53	一般財団法人日本バウンドテニス協会
23	公益社団法人日本フェンシング協会	54	公益社団法人日本エアロビック連盟
24	公益財団法人全日本柔道連盟	55	一般社団法人日本バイアスロン連盟
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	56	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
26	公益財団法人日本バドミントン協会	57	一般財団法人日本ドッジボール協会
27	公益財団法人全日本弓道連盟	58	公益社団法人日本チアリーディング協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	59	公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟
29	公益財団法人全日本剣道連盟	60	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
30	公益社団法人日本近代五種協会	61	一般社団法人日本拳法競技連盟
31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会		

別表2 定款第6条第2号に定める団体

1	公益財団法人北海道スポーツ協会	25	公益財団法人滋賀県スポーツ協会
2	公益財団法人青森県スポーツ協会	26	公益財団法人京都府スポーツ協会
3	公益財団法人岩手県体育協会	27	公益財団法人大阪府スポーツ協会
4	公益財団法人宮城県スポーツ協会	28	公益財団法人兵庫県スポーツ協会
5	公益財団法人秋田県スポーツ協会	29	公益財団法人奈良県スポーツ協会
6	公益財団法人山形県スポーツ協会	30	公益社団法人和歌山県体育協会
7	公益財団法人福島県スポーツ協会	31	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
8	公益財団法人茨城県スポーツ協会	32	公益財団法人島根県スポーツ協会
9	公益財団法人栃木県スポーツ協会	33	公益財団法人岡山県スポーツ協会
10	公益財団法人群馬県スポーツ協会	34	公益財団法人広島県スポーツ協会
11	公益財団法人埼玉県スポーツ協会	35	公益財団法人山口県体育協会
12	公益財団法人千葉県スポーツ協会	36	公益財団法人香川県スポーツ協会
13	公益財団法人東京都体育協会	37	公益財団法人徳島県スポーツ協会
14	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	38	公益財団法人愛媛県スポーツ協会
15	公益財団法人山梨県スポーツ協会	39	公益財団法人高知県スポーツ協会
16	公益財団法人新潟県スポーツ協会	40	公益財団法人福岡県スポーツ協会
17	公益財団法人長野県スポーツ協会	41	公益財団法人佐賀県スポーツ協会
18	公益財団法人富山県体育協会	42	公益財団法人長崎県スポーツ協会
19	公益財団法人石川県スポーツ協会	43	公益財団法人熊本県スポーツ協会
20	公益財団法人福井県スポーツ協会	44	公益財団法人大分県スポーツ協会
21	公益財団法人静岡県スポーツ協会	45	公益財団法人宮崎県スポーツ協会
22	公益財団法人愛知県スポーツ協会	46	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会
23	公益財団法人三重県スポーツ協会	47	公益財団法人沖縄県スポーツ協会
24	公益財団法人岐阜県スポーツ協会		

別表3 定款第6条第3号に定める団体

1	公益財団法人日本パラスポーツ協会
2	公益財団法人日本中学校体育連盟
3	特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
4	公益社団法人日本女子体育連盟
5	公益財団法人全国高等学校体育連盟
6	公益財団法人日本スポーツ施設協会
7	一般社団法人日本トップリーグ連携機構

別表4 準加盟団体

1	一般社団法人ワールド スケート ジャパン
2	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
3	一般社団法人日本フライングディスク協会
4	一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会
5	公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟
6	一般社団法人日本サーフィン連盟

別表5 承認団体

1	一般社団法人日本水中スポーツ連盟
2	一般財団法人日本ジャンプロープ連合
3	公益財団法人日本ライフセービング協会